

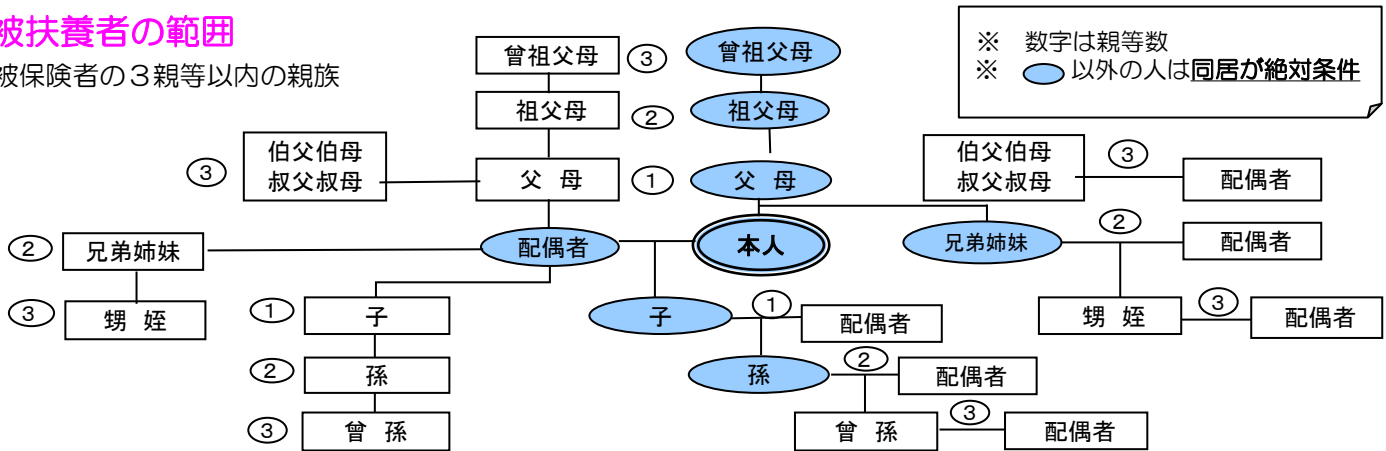
# 《《健康保険被扶養者認定基準》》

## ☆被扶養者について

健康保険では、加入している本人（被保険者）の収入によって生活している家族は「被扶養者」として保険給付を受ける事ができます。ただし「被扶養者」として認定されるためには、一定の条件を満たすことが必要となります。

## ☆被扶養者の範囲

被保険者の3親等以内の親族



## ☆被扶養者の認定条件

<○印の項目を満たしてることが条件>

同居	別居	認定条件
○	○	① 日本国内に住所を有すること 原則、住民票の有無（住民基本台帳に住民登録されているか）によって判断 日本国内に住所を有しないが日本国内に生活の基礎があると認められる者は例外とする（例：海外留学、海外赴任同行者等）
○	○	② 認定対象者が、主として被保険者の収入により生計を維持していること
○	○	③ 認定対象者の年間収入額が130万円（月額108,334円）未満であること 〔60歳以上または障害年金受給者は180万円（月額150,000円）未満〕 ※就労先の人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に収入基準を超過した場合の特例対応あり ※失業給付・傷病手当（雇用保険）、傷病手当金・出産手当金（健康保険）も収入に含まれます ⇒ 日額が3,612円未満〔60歳以上または障害年金受給者は日額が5,000円未満〕
○	○	④ 認定対象者の年間収入額が被保険者の年間収入額の1/2未満であること
	○	⑤ 毎月定期的に認定対象者の収入以上かつ下限基準額以上の金額を仕送りしていること ・ 下限基準額 ⇒ 該当者1人当りの仕送り月額が6万円以上 ・ 仕送り ⇒ 金融機関からの振り込みとし、3カ月分の仕送り証明書類（振込明細等[写]）が必要 ※学生（海外留学を除く）、被保険者が単身赴任、里帰り出産の別居については、仕送り証明書類は不要
○	○	⑥ 配偶者・学生を除く16歳以上60歳未満の認定対象者は、通常就労可能な年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できるとされているため、就労できない状態にあることを証明し、被保険者が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあることを申告することが必要
○	○	⑦ 共働きで子を扶養する場合、子の人数にかかわらず全員を、原則として年間収入の多い方が扶養をする 夫婦双方の年間収入が同程度（多い方の1割以内）の場合、届出により、主として生計を維持する者が扶養をする
○	○	⑧ 認定対象者が父母の場合、夫婦一体論（民法関連法令より）の考えに基づき、認定対象者と配偶者の収入合算額で審査 ※下記参照

父母合算基準（年間）		
父母の双方が60歳未満の場合	130万円未満	父母の双方認定
	130万円以上208万円未満	収入の少ない方のみ認定
	208万円以上	父母の双方認定不可
父母の一方が60歳未満の場合	130万円未満	父母の双方認定
	130万円以上248万円未満	・ 60歳未満が130万円以上なら60歳以上のみ認定 ・ 60歳未満が130万円未満なら収入の少ない方のみ認定
	248万円以上	父母の双方認定不可
父母の双方が60歳以上の場合	180万円未満	父母の双方認定
	180万円以上288万円未満	収入の少ない方のみ認定
	288万円以上	父母の双方認定不可

## ☆被扶養者の収入範囲

①	給与収入（通勤交通費、賞与を含む）
②	各種年金収入（厚生年金・国民年金・個人年金・公務員等の共済年金・農業者年金・船員年金・石炭鉱業年金・議員年金・企業年金・労働者災害補償年金・各種の恩給・自社年金・遺族年金・障害年金・私的年金等）
③	事業収入（農業・漁業・商業・工業等自家営業に基づく所得・保険の外交等自由業に基づく所得）
④	不動産収入（土地・家屋・駐車場等の賃貸収入）
⑤	利子収入（預貯金・有価証券利子等）
⑥	投資収入（株式配当金等）
⑦	雑収入（原稿料・印税・講演料等）
⑧	雇用保険の失業給付・傷病手当（高年齢求職者給付金を除く）
⑨	被保険者以外の者からの仕送り（生計費・養育費等）
⑩	健康保険の傷病手当金・出産手当金
⑪	その他継続性のある収入

## ☆認定条件に係る留意事項

### 【給与収入がある場合】

- ・収入金額は通勤交通費も含め、給与・賞与ともに税控除前の総支給額で審査
- ・判定基準となる年間収入額は、申請時点における直近の収入金額に基づき、今後1年間の収入総額を推計した額  
税法上の算定期間（1～12月）とは異なる
- ・一時的な収入超過（就労先の人手不足による労働時間延長等に伴い収入基準を超過）は被扶養者として認定可能な場合あり  
該当する方は大京健康保険組合まで連絡のこと

### 【自営業者など】

- ・自営業者（個人事業主）の方は経済的に自立した存在であり、基本的に国民健康保険に加入  
（家計補助的な小規模な事業者のみ審査可能）
- ・法人事業所（株式会社・有限会社・合同会社等）の代表者は、従業員の人数に関係なく**被扶養者認定の対象外**
- ・従業員の雇用がある場合、**被扶養者認定の対象外**
- ・経営状態の悪化など、一時的に収入が減少した場合も被扶養者として**認定不可**

## ☆被扶養者の異動認定日

①	被保険者入社の場合	入社日
②	出生の場合	出生日
③	結婚の場合 ※被保険者が生計維持をしていること	婚姻日
④	離婚の場合	離婚日
⑤	事由（退職・失業給付受給終了等）が発生した日から30日以内の届出・受付の場合	事由発生日に遡る
⑥	上記以外の場合	届出受付後、大京健康保険組合が認定した日

## ☆被扶養者の届出

提出期限	事実が発生した日から、原則5日以内
提出先	被保険者（社員等）⇒ 事業所担当者（雇用元会社の人事担当者）⇒ 大京健康保険組合
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険被扶養者異動届（増・減）</li> <li>・必要提出（添付）書類</li> </ul>

☆必要提出書類

【扶養家族の追加】

< (☆) 印は大京健康保険組合の所定書式 >

認定対象者		同居・別居の条件なし					同居が絶対条件					
		配偶者	子・孫・兄弟姉妹			父母・祖父母	義父母	甥・姪			叔父・叔母	
			中学生以下	高校生の学生	その他			中学生以下	高校生の学生	その他		
↓↓ 提出書類(必須) ↓↓												
同居・別居共通	①	健康保険被扶養者異動届(増・減) -- (☆)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②	被扶養者調査票 -- (☆)	○		△	○	○	○		△	○	○
	③	住民票(世帯全員かつ続柄が記載され、提出日より3カ月以内発行のもの) [写]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	④	所得(課税・非課税)証明書[写]	○		△	○	○	○		△	○	○
	⑤	学生証[写]または在学証明書[写]			○					○		
	⑥	続柄を証明できる書類(戸籍謄本・戸籍抄本等) [写]	別居の場合のみ必要									
	⑦	就労できない理由書 -- (☆) (配偶者・学生を除く16歳以上60歳未満で収入のない方)				○	○	○			○	○
別居	⑧	仕送りに関する申告書 -- (☆)				○	○					
	⑨	直近3カ月の仕送り証明書類[写]				○	○					
↓↓ 上記の他、状況別追加書類 ↓↓ (申請日現在、該当するものすべて)												
A 収入がある場合	給賞与	・直近3カ月の給与明細書[写] ・契約書[写] ・雇用形態及び支払証明書 -- (☆)	○ いずれか1つ		△ いずれか1つ	○ いずれか1つ	○ いずれか1つ	○ いずれか1つ		△ いずれか1つ	○ いずれか1つ	○ いずれか1つ
	事業不動産	・確定申告書[写] ・収支内訳書[写]または青色申告決算書[写]	○			○	○	○			○	○
	年金	・直近の年金振込通知書[写]	○			○	○	○			○	○
	その他	・収入の確認できる書類[写]	○			○	○	○			○	○
B 今まで就業していて退職した場合	失業給付受給予定	・離職票1・2[写]	○			○	○	○			○	○
	失業給付受給延長	・離職票1・2[写] ・雇用保険受給延長通知書[写]	○			○	○	○			○	○
	失業給付受給中	・雇用保険受給資格者証[写] *日額3,612円未満であれば申請可 (60歳以上・障害年金受給者は日額5,000円未満)	○			○	○	○			○	○
	失業給付受給終了	・雇用保険受給資格者証[両面写]	○			○	○	○			○	○
	失業給付受給なし	・離職票1・2[写] ・雇用保険資格喪失確認通知書[写]	○ いずれか1つ			○ いずれか1つ	○ いずれか1つ	○ いずれか1つ			○ いずれか1つ	○ いずれか1つ
	雇用保険未加入	・退職証明書[写]または源泉徴収票(退職日記載のもの) [写] ・退職月の給与明細書[写]	○			○	○	○			○	○
C 未就業の場合	前年度収入あり	・雇用保険受給資格者証[両面写] ・離職票1・2[写] ・雇用保険資格喪失確認通知書[写] ・退職証明書[写] ・源泉徴収票(退職日記載のもの) [写]	○ いずれか1つ		△ いずれか1つ	○ いずれか1つ	○ いずれか1つ	○ いずれか1つ		△ いずれか1つ	○ いずれか1つ	○ いずれか1つ
	前年度収入なし	追加書類なし										
D その他	結婚	・婚姻証明書[写]または戸籍謄本(抄本) [写]	○			○	○	○			○	○
	共通 共働きで子 を扶養	共通 夫婦共に大京健保加入者	・夫婦共同扶養収入確認表 -- (☆)		○							
		追加書類なし										
	大京健保以外の配偶者	・所得(課税・非課税)証明書			○							
		・直近3カ月の給与明細書[写]			○							
	確定申告している方は ・確定申告書 [写] ・収支内訳書 [写] または青色申告決算書 [写]			○								

○・・・必ず提出が必要

△・・・全日制の高校生以外提出

提出書類	
↓↓ 提出書類(必須) ↓↓	
すべての扶養家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険被扶養者異動届 (増・減) -- (☆)</li> <li>削除対象者の健康保険被保険者証 (大京健康保険組合発行)</li> </ul>
↓↓ 添付書類 (状況別) ↓↓	
就 職	◇健康保険の資格取得日が確認できる書類◇ ・勤務先保険証[写] (いずれか1つ) ・健康保険資格取得証明書[写]
失業給付 (受給開始)	・雇用保険受給資格者証[両面写]
収入超過 (国保加入)	添付書類不要
死 亡	◇死亡が確認できる書類◇ ・死亡診断書等[写] (いずれか1つ) ・除籍済み戸籍謄本[写] ・住民票除票[写]
そ の 他 (扶養変更、離婚等)	◇異動事由・年月日が確認できる書類[写]◇

(☆) 印の大京健康保険組合の所定書式はホームページ内「扶養家族に関する手続き」に掲載しております。